議案第11号

令和3年度熊谷市一般会計補正予算(第12号)

令和3年度熊谷市の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,359,687千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ76,926,324千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和4年2月28日提出

埼玉県熊谷市長 小 林 哲 也

第 1 表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		27, 681, 769	1, 540, 000	29, 221, 769
	1 市民税	11, 827, 000	1, 400, 000	13, 227, 000
	2 固定資産税	12, 385, 569	140, 000	12, 525, 569
10 地方特例交付金		180, 000	394, 953	574, 953
	1 地方特例交付金	180, 000	38, 693	218, 693
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税	0	356, 260	356, 260
	減収補塡特別交付金			
11 地方交付税		3, 600, 000	2, 412, 137	6, 012, 137
	1 地方交付税	3, 600, 000	2, 412, 137	6, 012, 137
15 国庫支出金		17, 477, 603	756, 420	18, 234, 023
	1 国庫負担金	10, 185, 913	35, 782	10, 221, 695
	2 国庫補助金	7, 260, 235	720, 638	7, 980, 873
16 県支出金		5, 073, 092	34, 412	5, 107, 504
	1 県負担金	3, 534, 719	37, 117	3, 571, 836
	2 県補助金	1, 138, 704	$\triangle 2,705$	1, 135, 999
18 寄附金		94, 294	87, 589	181, 883
	1 寄附金	94, 294	87, 589	181, 883
19 繰入金		3, 376, 268	$\triangle 3$, 308, 716	67, 552
	1 基金繰入金	3, 376, 268	$\triangle 3$, 308, 716	67, 552
20 繰越金		1, 412, 812	4, 035, 757	5, 448, 569
	1 繰越金	1, 412, 812	4, 035, 757	5, 448, 569
21 諸収入		2, 725, 301	123, 535	2, 848, 836
	5 雑入	1, 476, 854	123, 535	1, 600, 389
22 市債		5, 208, 800	$\triangle 2,716,400$	2, 492, 400
	1 市債	5, 208, 800	$\triangle 2,716,400$	2, 492, 400
歳	合計	73, 566, 637	3, 359, 687	76, 926, 324

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		6, 429, 911	2, 067, 954	8, 497, 865
	1 総務管理費	4, 973, 415	2, 043, 382	7, 016, 797
	3 戸籍住民基本台帳費	484, 853	24, 572	509, 425
3 民生費		35, 673, 959	62, 489	35, 736, 448
	1 社会福祉費	16, 470, 209	145, 218	16, 615, 427
	2 児童福祉費	14, 861, 794	△82, 729	14, 779, 065
4 衛生費		6, 175, 702	△68, 474	6, 107, 228
	1 保健衛生費	3, 193, 203	△68, 474	3, 124, 729
6 農林水産業費		1, 208, 636	△16, 686	1, 191, 950
	1 農業費	1, 192, 292	△16, 686	1, 175, 606
7 商工費		2, 264, 638	466, 968	2, 731, 606
	1 商工費	2, 264, 638	466, 968	2, 731, 606
8 土木費		7, 508, 552	$\triangle 19,257$	7, 489, 295
	2 道路橋りょう費	2, 362, 135	△19, 842	2, 342, 293
	4 都市計画費	4, 269, 176	585	4, 269, 761
9 消防費		2, 632, 404	40, 070	2, 672, 474
	1 消防費	2, 632, 404	40, 070	2, 672, 474
10 教育費		6, 437, 993	826, 623	7, 264, 616
	1 教育総務費	1, 423, 016	27, 000	1, 450, 016
	2 小学校費	1, 117, 376	445, 500	1, 562, 876
	3 中学校費	618, 150	258, 500	876, 650
	5 社会教育費	1, 832, 921	14, 163	1, 847, 084
	6 保健体育費	1, 415, 812	81, 460	1, 497, 272
歳 出	合 計	73, 566, 637	3, 359, 687	76, 926, 324

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金額
2 総務費	1 総務管理費	「STOPコロナ」シティプロモーション事業	18,700千円
	3 戸籍住民基本台帳費	マイナンバーカード等交付事業	2,035千円
4 衛生費	1 保健衛生費	「STOPコロナ」自宅療養者支援事業	7,526千円
7 商工費	1 商工費	「STOPコロナ」キャッシュレスで地域応援事業	473, 560千円
9 消防費	1 消防費	「STOPコロナ」高規格救急自動車整備事業	40,070千円
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎大規模改造事業	390,000千円
		小学校トイレ整備事業	443,000千円
	3 中学校費	中学校トイレ整備事業	256,000千円
	6 保健体育費	「STOPコロナ」学校感染症対策事業	51,300千円
		「STOPコロナ」子育て世帯学校給食応援事業	30, 160千円

第3表 債務負担行為補正

(変更)

事	佰	項		E 前		補 正 後					
₹	块	期	間	限	度	額	期	間	限	度	額
(仮称) 道の駅「くまが 委託	や」事業者選定支援業務	令和 4	1年度	10,	000)千円	令和 4 ⁴ 令和 5 ⁴	F度から F度まで	37,	892	2千円

第4表 地方債補正

(変更)

お焦の日始	神	甫	正	前	補		正	後
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道事業会計 出資事業	274,000千円	普通貸借 又 は 証券発行	4.0%以内	30年以内(うち据置 5年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、 は償還期限を短縮し、 若しくは低利債に借り 換えることができる。	-	普通貸借 又 は 証券発行		30年以内(うち据置5年以内)償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。
消防施設整備 事業	92, 300千円	普通貸借 又 は 証券発行	4.0%以内	15年以内(うち据置 3年以内)償還。ただ し、財政その他の都合 により繰上償還し、 は償還期限を短縮し、 若しくは低利債に告り 換えることができる。		普通貸借 又 は 証券発行		15年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。
学校施設整備 事業	341,800千円	普通貸借 又 は 証券発行	4.0%以内	15年以内(うち据置 3年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還期限を短縮し、 は償還期限を短縮し、 若しくは低利債に借り 換えることができる。		普通貸借 又 は 証券発行		15年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。
臨時財政対策	4,000,000千円	又は証券発行	見直し方式で借 入れる政府資金 及び地方公共団 体金融機構資金	20年以内(うち据置 3年以内)償還。ただ し、財政その他の都合 により繰上償還し、 は償還期限を短縮し、 若しくは低利債に借り 換えることができる。	-	又 は が	見直し方式で借 入れる政府資金 及び地方公共団	20年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが

議案第12号

令和3年度熊谷市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和3年度熊谷市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ669,456千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,004,654千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入 歳出予算補正」による。

令和4年2月28日提出

埼玉県熊谷市長 小 林 哲 也

第 1 表 歲入歲出予算補正

歳

款			項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金				13, 900, 837	598, 000	14, 498, 837
		1 県負担金・補助会	金	13, 900, 837	598, 000	14, 498, 837
5 繰入金				1, 933, 070	66, 080	1, 999, 150
		1 他会計繰入金		1, 933, 070	66, 080	1, 999, 150
7 国庫支出金				0	5, 376	5, 376
		1 国庫補助金		0	5, 376	5, 376
歳	入	合	計	19, 335, 198	669, 456	20, 004, 654

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		13, 751, 476	598, 000	14, 349, 476
	1 療養諸費	12, 009, 040	546, 000	12, 555, 040
	2 高額療養費	1, 673, 650	52, 000	1, 725, 650
8 諸支出金		30, 352	71, 456	101, 808
	1 償還金及び還付加算金	30, 352	71, 456	101, 808
歳 出	合 計	19, 335, 198	669, 456	20, 004, 654